

平成23年5月30日判決言渡

平成22年(行ケ)第10271号 審決取消請求事件

平成23年3月23日 口頭弁論終結

判 決

原 告 T O T O 株 式 会 社

訴訟代理人弁護士 穴 戸 充  
同 菅 尋 史  
同 上 田 有 美  
訴訟代理人弁理士 花 田 吉 秋

被 告 コ ー ラ ー , カ ン パ ニ ー

訴訟代理人弁理士 伊 東 忠 彦  
同 大 貫 進 介  
同 山 口 昭 則  
同 伊 東 忠 重  
同 木 田 博

主 文

- 1 特許庁が無効2009-800201号事件について平成22年7月13日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日と定める。

事 実 及 び 理 由

## 第1 請求

主文同旨

## 第2 当事者間に争いのない事実

### 1 特許庁における手続の経緯

被告は、特許第3542622号（発明の名称「ポンプ作動衛生器具及び便器設備」。以下「本件特許」という。）の特許権者である。

被告は、平成5年11月15日、本件特許に係る特許出願をし（特願平5-308751号。パリ条約による優先権主張平成4年11月13日 米国）、平成16年4月9日に本件特許の設定登録がされた（請求項の数19）。

原告は、平成21年9月17日付けで、特許庁に対し、本件特許を無効とすることを求めて審判を請求し（無効2009-800201号）、被告は、平成22年1月18日、特許請求の範囲の請求項2について訂正請求をした。特許庁は、平成22年7月13日、上記訂正は不適法であり認められないとしたものの、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その審決の謄本は、同月23日、原告に送達された。

### 2 本件明細書の記載

本件特許に係る明細書（以下、図面と併せて「本件明細書」という。本件明細書の図15、16は、別紙1のとおりである。）の特許請求の範囲の記載は、次のとおりである（甲20。以下、これらの請求項に係る発明を項番号に対応して、「本件発明1」などといい、これらをまとめて「本件発明」という。）。

#### 「【請求項1】

洗浄可能な汚物を受け入れる衛生器具であって、  
前記汚物を受け入れる少なくとも一つの受容器（12）と、  
所定量の洗浄水を貯える貯水タンク（17）と、  
前記貯水タンク（17）の内部と流体連通するポンプ（18）と、  
ポンプ排出口（25）と前記受容器（12）とを連結する管（27）と、を有し、

前記ポンプ（１８）を作動させて所定時間の中に所定量の洗浄水を前記受容器（１２）に送出させ、あるいは前記ポンプ（１８）を作動させて少なくとも一つの他の所定時間の中に少なくとも一つの他の所定量の洗浄水を前記受容器（１２）に送出させ、それにより前記衛生器具が制御されて２つの異なる洗浄サイクルを使用できるようにポンプ（１８）に選択的にかつ作動的に接続された自動制御手段（８０）を備え、前記制御手段（８０）は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ（１８）が作動するのを防止する時間遅延手段を有している、ことを特徴とする洗浄可能な汚物を受け入れる衛生器具。」

「【請求項２】

前記制御手段（８０）はタッチ式のスイッチ（８１，８２，８３）によって作動されることを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項３】

受容器（１２）はリム（１４）と大便器部分とを有し、前記制御手段（８０）がさらに順番に、第１シーケンスでリムに所定量の洗浄水を送出させ、第２シーケンスで前記受容器の大便器と前記リム（１４）の双方に所定量の洗浄水を送出させ、第３シーケンスで前記リム（１４）に所定量の洗浄水を送出させるようにポンプ（１８）に選択的にかつ作動的に接続されていることを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項４】

前記受容器（１２）はリム（１４）と大便器部分とを有し、前記制御手段（８０）はさらに、所定量の洗浄水を前記リム（１４）と前記大便器の双方に同時に送出させるようにポンプ（１８）に選択的にかつ作動的に接続されていることを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項５】

前記受容器（１２）はリム（１４）と大便器部分とを有し、前記制御手段（８０）はさらに、所定量の洗浄水を前記リム（１４）にのみ送出させるようにポンプ（１

8) に選択的にかつ作動的に接続されていることを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 6】

前記受容器(12)はリム(14)と大便器部分とを有し、前記制御手段(80)はさらに順番に、第1シーケンスで所定量の洗浄水を前記リム(14)に送出させ、第2シーケンスで所定量の洗浄水を前記リム(14)と前記大便器に送出させるようにポンプ(18)に選択的にかつ作動的に接続されていることを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 7】

前記受容器(12)はリム(14)と大便器部分とを有し、前記衛生器具がさらに、前記リム(14)と大便器に洗浄水を送出した後に前記ポンプとは独立に前記リム(14)に水を送出する弁手段を有していることを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 8】

前記受容器(12)はリム(14)と大便器部分とを有し、前記制御手段(80)がさらに順番に、第1シーケンスで前記リム(14)に所定量の洗浄水を送出させ、第2シーケンスで前記大便器に所定量の洗浄水を送出させ、第3シーケンスで前記リム(14)に所定量の洗浄水を送出させるようにポンプ(18)に選択的にかつ作動的に接続されていることを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 9】

前記制御手段(80)は、前記一つの所定量の洗浄水と、異なる量の他の所定量の洗浄水を前記貯水タンク(17)から前記受容器に汲み上げさせるように前記ポンプ手段を作動させる予め選択された複数の時間を有することを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 10】

前記受容器は便器用容器であり、中空のリム(14)と大便器(12)を有し、前

記管（２７）は前記リムの下方の前記大便器に接続され，前記ポンプの排出口と前記リムとを接続する追加の管（３０）を有していることを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項１１】

前記ポンプはポンプモータ（２０）により駆動され，前記モータ（２０）は少なくとも二つの異なる速度を有していることを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項１２】

前記ポンプはポンプモータ（２０）により駆動され，前記ポンプ（１８）は前記モータ（２０）によって駆動された磁気駆動の駆動軸によって作動することを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項１３】

前記貯水タンク中洗浄水のレベルを決める検出手段（６５Ａ）を有し，前記制御手段は，前記検出手段が作動された回数を確認する計数手段を有し，前記制御手段は，前記計数手段が予め定めた数に達したときに前記貯水タンクへの洗浄水を制御するために供給弁を閉じるように構成されこと（判決注・「されたこと」の誤り。）を特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項１４】

水源に接続されたタンクの入取れ管と，  
前記取入れ管に作動可能に接続された補充用制御弁と，  
前記補充用制御弁と前記受容器とを連結するチューブとを有し，  
水は前記チューブを通じて前記受容器に流れて前記管（２７）と前記ポンプ（１８）とは独立に水シールを実現することを特徴とする請求項１に記載の衛生器具。」

「【請求項１５】

前記補充用制御弁は，水が前記取入れ管を通過して汲み上げられてポンプの作動が停止した後に，追加の水が前記チューブを通過して前記受容器に流れて水シールを実現するように構成配置されていることを特徴とする請求項１４に記載の衛生器具。」

「【請求項 16】

前記ポンプは貯水タンク（17）中に位置するポンプモータとポンプを含むことを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 17】

前記タンク（17）と前記受容器（12）とを連結し，前記受容器から前記タンクへの水の帰りの流れを許容する流体帰り通路手段（33）を有し，前記受容器の頂部を超える水こぼれが前記流体帰り通路手段（33）によって防止されることを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 18】

少なくとも 2 つの受容器を有し，洗浄水を一度に前記 2 つの受容器（10B，74B）のうちの 1 つのみに転換する手段を含む転換手段（75B）を有していることを特徴とする請求項 1 に記載の衛生器具。」

「【請求項 19】

前記 1 つの受容器は小便器（74B）であり，もう 1 つの前記受容器は便器（10B）であることを特徴とする請求項 18 に記載の衛生器具。」

### 3 審決の理由

審決の理由は，別紙審決書写しのとおりである。要するに，審決は，本件発明 1 は，甲 1（特開平成 4 - 222730 号公報）記載の発明（以下「甲 1 発明」ということがある。）と同一ではなく，また，本件発明は，いずれも甲 1 発明に，甲 2（実願平 2 - 97943 号（実開平 4 - 57572 号）のマイクロフィルム），甲 3（特開平 2 - 256730 号公報），甲 4（特開平 1 - 271541 号公報），甲 5（特開平 3 - 224925 号公報），甲 6（特開昭 63 - 92386 号公報），甲 7（特開昭 56 - 93935 号公報），甲 8（特開昭 58 - 83739 号公報）及び甲 9（実願昭 54 - 183121 号（実開昭 56 - 101263 号）のマイクロフィルム）記載の発明を適用することにより，さらに，甲 7 記載の発明に，甲 1 ないし 4，9 記載の発明を適用することにより，当業者が容易に想到できたものとは認められな

いから、本件特許を無効とすることはできないとするものである。

審決は、上記結論を導くに当たり、甲 1 発明、甲 1 発明と本件発明 1、3、4 との一致点・相違点を次のとおり認定した。

(1) 甲 1 発明

サイホンジェット式便器であって、

一つのボウル部 3 と、

ボウル部 2 の上端周縁のリムに形成されたリム通水路と、

リム通水路と連通し、所定量の洗浄水を貯えるタンク 10 と、

前記タンク 10 の下部に設けられ、前記タンク 10 と流体連通するポンプ 11 と、

ポンプ 11 排出口と前記ボウル部 3 を連結するジェット用ノズル 12 と、を有し、

操作部 16 から洗浄起動入力を与えられると、タイマ 15 d を起動し、予めメモ

リ 15 c に記憶されている時間に基いて、ボウル部用弁機構 17 及びポンプ 11 を

作動し、リム通水路 8 への洗浄水の供給時間、ポンプ 11 の作動時間を制御する制

御装置 15 を備え、

操作部 16 に大使用と小使用を区別するスイッチを設け、このスイッチの操作により、前記制御手段 15 は、給水量を変えるように制御するものであり、

前記制御装置 15 による制御は、

タイマ 15 d を起動すると同時に、ボウル部用弁機構 17 を開状態に駆動し、この駆動により、リム通水路 8 の底面に開設したリム射出孔 9 からボウル部 3 へ洗浄水を供給しボウル部 3 の洗浄が行なうと共に、ボウル部 3 の下部に設けたタンク 10 に洗浄水を供給し、

予め記憶されているボウル部 3 への給水時間経過した時点で (S 3)、ボウル部用弁機構 17 を閉状態に駆動し (S 4)、ポンプ 11 を駆動してジェットノズル 12 から洗浄水を噴射し、

予め記憶されているジェット給水時間経過後、ポンプ 11 の駆動を停止し (S 7)、再びボウル部用弁機構 17 を開状態に駆動し (S 8)、リム射出孔 9 から射出する洗

浄水によってボウル部 3 の封水を行い、

予め記憶されている封水給水時間が経過した時点で ( S 9 ) , ボウル部用弁機構 1 7 を閉状態に駆動し ( S 1 0 ) , タイマ 1 6 d を停止させて ( S 1 1 ) 便器の洗浄動作を完了するものである、

サイホンジェット式便器。

(2) 甲 1 発明と本件発明 1 との一致点

洗浄可能な汚物を受け入れる衛生器具であって、

前記汚物を受け入れる少なくとも一つの受容器と、

所定量の洗浄水を貯える貯水タンクと、

前記貯水タンクの内部と流体連通するポンプと、

ポンプ排出口と前記受容器とを連結する管と、を有し、

所定時間の間に所定量の洗浄水を前記受容器に送出させ、あるいは少なくとも一つの他の所定時間の間に少なくとも一つの他の所定量の洗浄水を前記受容器に送出させ、それにより衛生器具が制御されて 2 つの異なる洗浄サイクルを使用できるように制御する自動制御手段を備えている、

洗浄可能な汚物を受け入れる衛生器具。

(3) 甲 1 発明と本件発明 1 との相違点

[ 相違点 1 ]

本件発明 1 は、自動制御手段が「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ ( 1 8 ) が作動するのを防止する時間遅延手段」を有しているのに対し、甲 1 発明は、このような時間遅延手段を有していない点。

[ 相違点 2 ]

2 つの異なる洗浄サイクルを使用できるようにするために、

本件発明 1 では、自動制御手段が、ポンプを作動させて所定時間の間に所定量の洗浄水を前記受容器に送出させ、あるいは前記ポンプを作動させて少なくとも一つの他の所定時間の間に少なくとも一つの他の所定量の洗浄水を前記受容器に送出さ



せるようにポンプに選択的にかつ作動的に接続されているのに対し，

甲 1 発明は，自動制御手段が，ボウル部用弁機構 17 に選択的にかつ作動的に接続されているものの，ポンプを作動させる時間を異なるものとするようにポンプに選択的にかつ作動的に接続しているか否か，すなわち 2 つの異なる洗浄サイクルにおいて，ジェット給水時間も異なるものとするようにポンプに選択的にかつ作動的に接続されているか否か不明な点。

### 第 3 取消事由に関する原告の主張

#### 1 取消事由 1（本件発明 1 の新規性判断の誤り）

##### (1) 相違点 1 の認定の誤り

###### ア 本件発明 1 の要旨認定の誤り

審決は，本件発明 1 の「時間遅延手段」は「ポンプの作動防止手段」であることを前提に，本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 を認定した。しかし，本件発明 1 の「時間遅延手段」は「ポンプの作動防止手段」ではなく，「封水給水時間」が経過する前に使用者がスイッチを操作しても，時間遅延の自動制御により，その所定の時間が経過するまではポンプ（18）を作動させないように設定されたプログラムと解すべきである。

###### イ 甲 1 発明の認定の誤り

(ア) 審決は，甲 1 発明の課題は，便器の洗浄について，連続使用を可能とするとともに，水圧の変動を防止しようとするものとしている。しかし，審決の上記認定には誤りがある。すなわち，甲 1 発明は，便器の洗浄について，「連続使用」それ自体は可能にならないものの，できる限り「連続使用」に近づけるように，「連続的」な洗浄水の供給という作用・効果を実現させるものである。甲 1 発明は，ポンプでジェット給水することにより，必要とする水量を 2 リットル程度に減少させ，水道からの給水時間を減らし，従来のタンク式（8 リットル）に比べ「連続的に」使用できるようにするとともに，タンクを小型化するという課題を解決している。

(イ) 甲 1 発明は，甲 1 の段落【0014】，【0015】及び図 3（別紙 2 のと

おり)によれば、サイホン作用をさせるため、ポンプ駆動停止(S7)後、S9において、封水給水時間を経過するまでは、NOの判定がなされ、ボウル部3の封水を行うとともに、タンク10に洗浄水が供給され続け、YESの判定がなされない限り、次の段階には進まない。また、甲1発明は、甲1の段落【0012】、【0013】及び図3(別紙2のとおり)によれば、S3において、ボウル部給水時間を経過するまでは、NOの判定がなされ、タンク10に洗浄水が供給され続け、次の段階には進まない。そうすると、甲1発明は、ポンプ11の駆動を停止した後と、操作部16から洗浄起動入力を与えられた後に、一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止するように設定されたプログラムによる時間遅延手段を有しており、本件発明1の「前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」を有しているといえる。

この点、審決は、使用者が「封水給水時間」が経過する前にスイッチを操作した場合、洗浄サイクルがリセットされることも考えられるとして、甲1発明が「時間遅延手段」を有していると解することはできないと判断している。しかし、甲1の第1実施例(図3)によれば、仮に洗浄サイクルがリセットされたとしても、洗浄開始に戻りタイマが起動した(S1)後、ポンプ11の駆動(S5)の前にボウル部3への給水時間の経過(S3)を要し、時間遅延手段(S3, S5)が存在することになる。

(ウ) 審決は、甲1の第2実施例(図4)による発明の認定をしていないが、第2実施例においても、実施例1と同様に、「時間遅延手段」を有している。すなわち、甲1の段落【0016】ないし【0018】及び図4(別紙2のとおり)によれば、洗浄起動入力を与えられ、タイマ15dが起動すると、ボウル部用弁機構17を開状態に駆動すると共にポンプ11を駆動するのであるから、タンク内には、ジェット給水に必要な洗浄水約2リットルが存在していなければならないが、前回の駆動が終了する時点で、上記洗浄水がタンクに供給されていることが明らかであり、封水給水時間を経過するまでは、NOの判定がなされ、その間は、タンク10に洗浄水が

供給され続け、次の段階には進まない。

#### ウ 相違点の認定の誤り

以上によれば、甲1発明のうち、「ポンプ11の駆動を停止し(S7)、再びボウル部用弁機構17を開状態に駆動し(S8)、リム射出孔9から射出する洗浄水によってボウル部3の封水を行うと共に、タンク10にも再び洗浄水を供給し、予め封水給水時間を設定しておくことによって所定の時間が経過するまではボウル部3への洗浄水の供給を継続し、予め記憶されている封水給水時間が経過した時点で(S9)、ボウル部用弁機構17を閉状態に駆動し(S10)、タイマ16dを停止させて(S11)」(以下「甲1発明B」ということがある。)は、本件発明1と同様、「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」に該当する。また、甲1発明は、第2実施例2においても、本件発明1と同様、「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」を有している。

したがって、甲1発明は、第1、第2いずれの実施例においても、「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」を有するものであって、審決の相違点1の認定には誤りがある。

#### (2) 相違点2の認定の誤り

審決は、甲1発明は、2つの異なる洗浄サイクルにおいて、ジェット給水時間も異なるものとするようにポンプに選択的にかつ作動的に接続されているか否か不明であるとして、本件発明1の甲1発明との相違点2を認定した。しかし、審決の上記認定は誤りである。すなわち、本件発明1における「所定時間の間」とは、排せつ物を洗い流すために必要な水量を調節するものであり、他方、甲1には、大使用と小使用の2つの異なる洗浄サイクルにおいて、給水量を変えるように制御することが開示されている。そうすると、甲1発明における「給水量を変えるように制御する」ことを、本件発明1は、給水量を変える前提となる「給水時間」で構成したものにすぎず、本件発明1の甲1発明との相違点2は実質的な相違点ではない。

### (3) 小括

以上のとおり、審決の相違点1及び相違点2の認定には誤りがあり、本件発明1は甲1発明と実質的に同一であり、新規性を欠いている。

2 取消事由2（本件発明1、2、7～9、11、12、17の容易想到性判断の誤り）

#### (1) 本件発明1の容易想到性判断について

ア 本件発明1の甲1発明との相違点1及び相違点2があるとしても、本件発明1は甲1発明に基づいて容易想到である。すなわち、上記のとおり、甲1発明においては、ポンプ11の駆動を停止した後、タンク10に再び洗浄水を供給しており、更に、洗浄起動入力を与えられた後にも、ボウル部3の下部に設けたタンク10に洗浄水を供給しているが、同供給が、サイホン作用に必要なジェット給水を給水タンク10に送ることを意味することは、当業者であれば、容易に理解することができる。また、サイホン作用のためのジェット給水において、ボウル部3の封水とともに行われるタンク10への洗浄水の供給と、作動開始時におけるタンク10への洗浄水の供給とが相俟って、ジェット噴射に必要な洗浄水が確保されていなければならないものであるから、ボウル部3への洗浄水の供給が中断してはならないことは明らかである。

イ 仮に、本件発明1の「時間遅延手段」が、封水給水時間が経過する前に使用者がスイッチを操作した場合にポンプの作動が防止され、洗浄サイクルがリセットされることはないとの技術的意義を有するとしても、甲1に記載された発明に基づき容易想到である。すなわち、甲1発明においては、封水給水時間を経過するまでは、NOの判定がなされ、タンク10に洗浄水が供給され続け、次の段階には進まないものであるから、時間を遅らせる作用・機能を有している。また、上記のとおり、甲1発明では、ポンプ11の駆動を停止した後のタンク10への洗浄水の供給と、洗浄起動入力を与えられた際のタンク10への洗浄水の供給とが相俟って、ジェット給水に必要な洗浄水約2リットルがタンクになければならず、途中で使用者がス

イッチを操作することにより、ポンプが作動したり洗浄サイクルがリセットされたりするとすれば、サイホン作用に必要なタンクの水量を得ることができないことになる。

ウ これに対し、審決は、甲 1 発明の自動制御装置は、洗浄開始信号を受け付けると、リムから便器に洗浄水を給水するとともに、タンクに水を貯水し、給水時間が経過した時点でポンプを作動させるものであるから、ポンプの最後の動作後（ポンプ駆動停止（S 7）が実行された後）、S 9の「封水給水時間」が終了するまで、次の洗浄を開始できないものではないのであって、甲 1 発明には、本件発明 1 との相違点 1 に想到する動機付けが存在しないと判断する。

しかし、上記のとおり、甲 1 発明は、工程の最後の段階で、ボウル部への洗浄水の供給を継続し、予め記憶されている封水給水時間が経過した時点で、ボウル部用弁機構 1 7 を閉状態に駆動するものであって、洗浄開始信号を受け付けてから、タンクに給水し、給水時間が経過した時点でポンプを作動させるものではない。また、甲 1 の第 2 実施例には、洗浄開始信号を受け付けると、ボウル部の洗浄と共に直ちにジェット給水が行われる構成が示されている。仮に、洗浄開始信号を受け付けてから、ボウル部 3 の洗浄とともに、タンク 1 0 への給水を行いジェット給水を可能にしようとするれば、不必要に長い時間を設定することとなって、不自然である。したがって、上記審決の判断は、その前提に誤りがある。

エ 以上によれば、本件発明 1 は、甲 1 発明又は甲 1 発明に甲 2 記載の発明を適用することにより容易に想到できたといえる。

(2) 本件発明 2, 7 ~ 9, 1 1, 1 2, 1 7 の容易想到性判断について

審決は、本件発明 1 は、甲 1 発明又は甲 1 発明に甲 2 記載の発明を適用することにより、当業者が容易に発明をすることができたとはいえないから、本件発明 1 の構成要件をすべて含みさらに他の構成要件を付加した本件発明 2, 7 ~ 9, 1 1, 1 2, 1 7 も、容易想到とはいえないと判断する。

しかし、上記のとおり、本件発明 1 は、甲 1 発明又は甲 1 発明に甲 2 記載の発明

を適用することにより容易に想到できたといえるから、審決は前提を誤っている。本件発明 2 , 7 ~ 9 , 1 1 , 1 2 , 1 7 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、それぞれ、甲 1 発明又は甲 1 発明に甲 2 記載の発明及び周知技術を適用することにより容易に想到できたといえる。

### 3 取消事由 3 ( 本件発明 3 , 4 , 6 , 1 0 の容易想到性判断の誤り )

#### (1) 本件発明 3 の容易想到性判断について

審決は、甲 1 発明は給水源からボウル部用弁機構を介してリムへ直接給水することにより連続使用を可能とする発明であることを前提に、タンクに貯水された水をポンプを介してリムに供給するとの周知技術を甲 1 発明に適用することには阻害要因があり、本件発明 1 を引用する本件発明 3 も容易想到とはいえないと判断する。

しかし、上記のとおり、甲 1 発明は連続使用ができないという課題を解決しようとするものではなく、その前提を誤っている。本件発明 3 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、甲 1 ないし 3 に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

#### (2) 本件発明 4 , 6 , 1 0 の容易想到性判断について

審決は、本件発明 3 と同様に、本件発明 4 , 6 , 1 0 も、甲 1 ないし 3 に記載された発明及び周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断する。しかし、本件発明 3 と同様に、本件発明 4 , 6 , 1 0 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、それぞれ、甲 1 ないし 3 に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

### 4 取消事由 4 ( 本件発明 5 の容易想到性判断の遺脱 )

審決は、本件発明 5 に係る無効理由 4 に関する判断において、本件発明 4 について認定判断するのみで、本件発明 5 について認定判断しておらず、判断遺脱の違法がある。

### 5 取消事由 5 ( 本件発明 1 3 の容易想到性判断の誤り )

審決は、本件発明 1 3 は、本件発明 1 を引用し、さらに他の構成要件を付加した

発明であるが、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 5 , 6 に記載も示唆もされておらず、本件発明 1 3 は、甲 1 , 2 , 5 , 6 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断する。

しかし、上記のとおり、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 1 発明に開示されていたものであるから、審決は、その前提を誤っている。本件発明 1 3 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、甲 1 , 2 , 5 , 6 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

#### 6 取消事由 6 (本件発明 1 4 の容易想到性判断の誤り)

審決は、本件発明 1 4 は、本件発明 1 を引用し、さらに他の構成要件を付加した発明であるが、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 7 , 8 に記載も示唆もされておらず、本件発明 1 4 は、甲 1 , 2 , 7 , 8 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断する。

しかし、上記のとおり、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 1 発明に開示されていたものであるから、審決は、その前提を誤っている。本件発明 1 4 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、甲 1 , 2 , 7 , 8 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

#### 7 取消事由 7 (本件発明 1 5 の容易想到性判断の誤り)

審決は、本件発明 1 5 は、本件発明 1 を引用する本件発明 1 4 を引用し、さらに他の構成要件を付加した発明であるが、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 9 に記載も示唆もされておらず、本件発明 1 5 は、甲 1 , 2 , 9 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断する。

しかし、上記のとおり、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 1 発明に開示されていたものであるから、審決は、その前提を誤っている。本件発明 1 5 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、甲 1 , 2 , 9 に記載された発明に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

#### 8 取消事由 8 (本件発明 1 6 , 1 8 , 1 9 の容易想到性判断の誤り)

審決は、本件発明 1 6 , 1 8 は、本件発明 1 を引用し、さらに他の構成要件を付加した発明であり、本件発明 1 9 は、本件発明 1 8 を引用し、さらに他の構成要件を付加した発明であるが、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 7 に記載も示唆もされておらず、本件発明 1 6 , 1 8 , 1 9 は、甲 1 , 2 , 7 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと判断する。

しかし、上記のとおり、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の構成は、甲 1 発明に開示されていたものであるから、審決は、その前提を誤っている。本件発明 1 6 , 1 8 , 1 9 は、本件発明 1 に追加された構成も含めて、甲 1 , 2 , 7 に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明することができたものである。

#### 9 取消事由 9 ( 明細書の記載要件違反に係る判断の誤り )

(1) 特許法(平成 6 年法律第 1 1 6 号による改正前のもの、以下「改正前特許法」という。) 3 6 条 5 項 2 号違反について

審決は、請求項 1 の「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ( 1 8 )が作動するのを防止する時間遅延手段」の構成について、本件明細書の段落【 0 0 1 0 】に基づき、大便器に詰まりが生じ、大便器からの水の流れが悪くなった時には、このポンプの最後の動作後、ポンプが作動するのを防止する「時間遅延手段」は、貯水タンクの再充てん中にポンプ( 1 8 )が作動するのを防止するとともに、ポンプの過度の作動を防止する結果として、大便器のオ - バフローを抑制ないし防止するものともいえ、本件発明 1 は、特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載したものでないとはいえないと判断する。

しかし、本件明細書の段落【 0 0 1 0 】,【 0 0 1 3 】には、「ポンプの動作と大便器のオーバーフローを防止する時間遅延手段を含む制御手段」、あるいは、「ポンプの過度作動と大便器のあふれを防止する時間遅延手段」についての記載はあるが、請求項 1 の「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ( 1 8 )が作動するのを防止する時間遅延手段」についての記載ではない。本件明細書によっては、本件発明 1 の「時間遅延手段」が、「大便器のオーバーフローを防止する」及び「タ



ンクの再充てん」のいずれを意味するのか，または，これらの両方を意味するのが明らかでない。

したがって，本件明細書の特許請求の範囲の請求項 1 は，特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載したのではなく，改正前特許法 36 条 5 項 2 号により特許を受けることができない。

#### (2) 改正前特許法 36 条 4 項違反について

審決は，本件明細書の段落【0034】ないし【0037】及び図 15，16（別紙 1 のとおり）に示された実施例の各工程の内容は，バックグラウンドタイマーの役割を含め，理解可能なものであり，当業者が容易にその実施をすることができる程度に，その発明の目的，構成及び効果を記載したものであると判断する。

しかし，本件明細書の段落【0034】ないし【0037】及び図 15，16（別紙 1 のとおり）に示された実施例の流れ図（フローチャート）の各工程の内容は，当業者において理解不可能なものである。したがって，本件明細書の記載は，改正前特許法 36 条 4 項の規定に反しており，特許を受けることができない。

#### 第 4 被告の反論

##### 1 取消事由 1（本件発明 1 の新規性判断の誤り）に対し

##### (1) 相違点 1 の認定の誤りについて

##### ア 本件発明 1 の要旨認定の誤り

本件発明 1 の「時間遅延手段」は，ポンプが作動するのを防止する機能を備えたものであり，審決の認定に誤りはない。

##### イ 甲 1 発明の認定の誤り

(ア) 甲 1 の明細書段落【0003】ないし【0005】によれば，甲 1 発明は，給水圧力の変動を受けることなく，連続使用を可能とするとの作用効果を有しており，審決の認定に誤りはない。

(イ) 本件発明 1 の「時間遅延手段」は，「前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ（18）が作動するのを防止する」手段であるのに対し，甲 1

発明における S 3 , S 5 はポンプの最後の動作後の一定の遅延時間に関するものではなく、本件発明 1 の「時間遅延手段」に相当しない。甲 1 には、タンクの再充電のために、一定時間ポンプの作動を防止するという技術思想は開示されていない。また、甲 1 には、外観的效果として、洗浄水が約 2 リットル程度であることが記載されているにすぎず、洗浄水の給水量が不足しているとサイホン作用が生じないことは、記載も示唆もされていない。さらに、甲 1 発明の「封水給水時間」( S 9 ) は、ボウル部 3 の封水のためであり、タンク 1 0 への洗浄水供給のためではなく、途中でスイッチ操作があっても次の段階に進まないことや、スイッチ操作があってもポンプ作動が防止されることについては、記載も示唆もされていない。

(ウ) 原告は、ポンプ 1 1 の駆動( S 5 )の前にボウル部 3 への給水時間の経過( S 3 )を要すると主張する。しかし、ポンプ 1 1 の駆動( S 5 )の前にボウル部 3 への給水時間の経過( S 3 )を要するのであれば、封水給水時間経過( S 9 )前に洗浄起動入力があった場合において、リセットが行われたとしても何ら問題はなく、甲 1 発明において「前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ( 1 8 )が作動するのを防止する時間遅延手段」が存在しないことは明らかである。

#### (2) 相違点 2 の認定の誤りについて

本件発明 1 には、「所定時間の間に」との限定があるが、甲 1 には、明細書段落【 0 0 1 8 】において、給水量を変えることのみが記載されているから、審決の相違点 2 の認定に誤りはない。

#### (3) 小括

以上のとおり、審決が認定した本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 , 2 に誤りはなく、本件発明 1 と甲 1 発明が実質的に同一であるとはいえない。

2 取消事由 2 ( 本件発明 1 , 2 , 7 ~ 9 , 1 1 , 1 2 , 1 7 の容易想到性判断の誤り ) に対し

#### (1) 本件発明 1 の容易想到性判断について

ア 本件発明 1 の「時間遅延手段」は、「前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時

間前に前記ポンプ（１８）が作動するのを防止する」手段であり，このような手段は，甲１には記載も示唆もされていない。この点に関し，原告は，甲１発明において，サイホン作用のため，ジェット給水に必要な給水をタンク１０に行っていることは，当業者であれば，容易に理解することができる」と主張する。しかし，甲１には，タンク１０に必要な給水がされるまで，ポンプ作動を防止することは記載も示唆もされていない。甲３には，サイホンジェット式便器において，給水源がタンクを介さずにジェットノズルに連結されている構成が開示されており，甲１発明においても，サイホン作用のため，ジェット給水に必要な給水をタンク１０に行っていると理解することはできない。

イ 本件発明１は，ポンプを作動させて所定時間間に所定量の洗浄水を前記受容器（１２）に送出させる構成を備えており，ポンプの作動防止は，洗浄水の受容器（１２）への送出を防止する効果がある。これに対し，甲１発明では，洗浄開始入力があるといつでも，受容器（１２）に相当するボウル部３への洗浄水供給が開始される（Ｓ２）構成を備えているのであるから，甲１発明に接した当業者が，ポンプ１１の最後の動作後一定の遅延時間前にボウル部３への洗浄水供給を防止することに想到することは容易でない。甲１発明において，ボウル部３への洗浄水供給とタンク１０への給水が同一工程で行われることは，甲１発明から本件発明１に想到することに対する阻害要因となる。

ウ 本件発明１における給水系の連結順序は，貯水タンク１７，ポンプ１８，受容器１２であり，受容器１２に洗浄水を送出すると，貯水タンク１７内の貯水量が減るので，ポンプ作動防止手段である時間遅延手段を備える必要がある。他方，甲１発明における給水系の連結順序は，給水管１９，リム通路８，タンク１０，ポンプ１１，ジェット噴射孔１３であり，本件発明１の受容器１２に対応するリム通路８へ洗浄水を給水しても，タンク１０内の貯水量が減ることはなく，むしろタンク１０へも給水されるので，タンク１０内への貯水量が増えるから，甲１発明には，ポンプ作動防止の課題がない。また，甲１発明においては，洗浄開始入力があ

ると常に、ボウル部 3 への給水が実行されるのであるから、甲 1 発明に基づき、ポンプ作動を防止し、受容器への給水を防止するとの構成に想到することは容易でない。

エ 甲 1 発明の S 3 は、洗浄起動入力を与えられた時点から経過時間を測定しており（明細書段落【0012】）、ポンプの最後の動作後からの遅延時間を測定しておらず、本件発明 1 の「時間遅延手段」に相当しない。また、甲 1 発明の S 9 は、一定の経過時間後にボウル部用弁機構 17 を閉状態に駆動する（S 10）ものであり（明細書段落【0015】）、ポンプが作動するのを防止するものではないので、本件発明 1 の「時間遅延手段」に相当しない。さらに、甲 1 発明は、S 9 後にタイマを停止（S 11）し、一連の便器の洗浄動作を完了するものであり（明細書段落【0015】）、完了した洗浄動作が次回の洗浄動作に連繋するものではない。上記のとおり、S 3 及び S 9 は、別個独立的な計時ステップであるから、これらを組み合わせて本件発明 1 の「時間遅延手段」に相当するということとはできない。

オ 以上のとおり、本件発明 1 は、甲 1、2 記載の発明から容易に想到できたとはいえず、審決の判断に誤りはない。

3 取消事由 3（本件発明 3、4、6、10 の容易想到性判断の誤り）に対し  
上記のとおり、甲 1 発明は、連続使用が難しいという課題を解決した発明であり、審決の認定に誤りはない。また、原告は、甲 1 発明がポンプ排出口とリムとを管で連結する構成を備えていないということを補填するために、甲 7、11、12 を引用しているが、給水管 19、リム通水路 8、タンク 10、ポンプ 11、ジェット噴射孔 13 という連結順序である甲 1 発明に、タンクの下流にリムを備える甲 7、11、12 を適用することは、連結関係に矛盾が生ずる。

したがって、甲 1 発明に、甲 7、11、12 記載の発明を適用することは容易でなく、審決の本件発明 3、4、6、10 の容易想到性判断に誤りはない。

4 取消事由 4（本件発明 5 の容易想到性判断の遺脱）に対し

上記のとおり、本件発明 1 は容易想到とはいえないから、その従属請求項である

本件発明 5 も容易想到とはいえないことは当然である。審決は、リムに洗浄水を送出させるように構成することは容易でないとの判断をしており、洗浄水をリムにのみ送らせる本件発明 5 の容易想到性を実質的に判断している。

5 取消事由 5 ないし 7（本件発明 1 3 ないし 1 5 の容易想到性判断の誤り）に対し

上記のとおり、本件発明 1 は容易想到とはいえないから、その従属請求項である本件発明 1 3、1 4 並びに本件発明 1 4 の従属項である本件発明 1 5 は、いずれも容易想到とはいえない。審決の本件発明 1 3 ないし 1 5 の容易想到性判断に誤りはない。

6 取消事由 8（本件発明 1 6、1 8、1 9 の容易想到性判断の誤り）に対し

上記のとおり、本件発明 1 は容易想到とはいえないから、その従属請求項である本件発明 1 6、1 8 も容易想到とはいえない。審決の本件発明 1 6、1 8 の容易想到性判断に誤りはない。

7 取消事由 9（明細書の記載要件違反に係る判断の誤り）に対し

(1) 改正前特許法 3 6 条 5 項 2 号違反について

本件発明 1 において、ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ（1 8）が作動するのを防止する時間遅延手段は、ポンプの過度作動と大便器のあふれを防止する効果があるから、審決の判断に誤りはない。

(2) 改正前特許法 3 6 条 4 項違反について

本件明細書の段落【0 0 3 4】ないし【0 0 3 7】及び図 1 5、1 6（別紙 1 のとおり）の内容に不明確な点はなく、審決の判断に誤りはない。

## 第 5 当裁判所の判断

当裁判所は、以下のとおり、審決には、本件発明 1 の甲 1 発明との相違点 1 の認定に誤りがあり、また、取消事由 4 に係る判断の遺脱があるから、これを取消すべきものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

1 相違点 1 の認定について

(1) 争いない事実及び認定事実

ア 本件特許発明の記載

(ア) 本件発明の特許請求の範囲の請求項 1 は、第 2 の 2 記載のとおりである。

(イ) 本件明細書には、次の記載がある（甲 20）。

「【0010】さらに他の形式において、ポンプの動作と大便器のオーバフローを防止する時間遅延手段を含む制御手段を備える。」

「【0013】さらに他の面において、貯水タンクと大便器の双方にたいするオーバフロー防止手段を備える。貯水タンクについて、供給弁に洩れがある場合、給水をしゃ断するために電動フェールセーフ弁が供給管に連結される。また、タンクから余分の水をくみ出すためポンプ・モータに接続されるオーバフロー検出器を備える。便器用容器について、ポンプの過度作動と大便器のあふれを防止する時間遅延手段を備える。」

「【0034】図 15 と 16 を参照すると、これら図は図 1 ~ 図 7 に示した実施例の流れ図を示す。始動 99 後のポンプ便器 10 の作動の第 1 工程は、スイッチがキーまたは押しボタン等で動作されたかどうかの判定工程 90 である。もしキーが動作されなければ、バックグランド・タイマは更新される（91, 92）。指定数のユニットがあるかどうかチェックされる。あれば、リセットされ（93）、フラッシュ・タイマが見て（94）、0 秒と等しいかどうか判定する。なければ、減少される（95）。」

「【0035】バックグランド・タイマは、長短キー（97, 105）についての後述動作の作動および主ポンプ 18 のタイミングと共に説明する方法でフラッシュ・タイマと共に作動する。工程 96 において、フラッシュ・タイマは 30 秒より長いかどうかチェックされる。短かければ、長キーまたは短キー（97 または 105）のいずれかを動作させる。」

「【0036】もし、スイッチ 82 により動作される等、長フラッシュ・キー（97）であれば有効入力チェック（98）後工程 99 で生ポンプ 18 を始動させる。

これにより直ちに、管 25 を介し大便器部分 12 のジェットにたいしまた、管 30 によりリム部分 14 に水を送出する。工程 100 で示すように 3.17 秒遅延後、工程 101 でポンプ 18 を切る。これで水 1.6 ガロンを送り、通常排せつ物を洗い流すのに使用される。工程 102 で、フラッシュ・タイマに 60 秒を加えた後、他のフラッシュ・サイクルが開始される前に長キーまたは短キーが押されたかどうか判定される(103, 104)。長フラッシュ・サイクルでなく短フラッシュ・サイクルが選択されれば、短フラッシュ・キー 105 がスイッチ 81 等により動作される。入力チェック(106)後、ポンプ 18 は動作され(107)、2.07 秒間作動される(108)。水 1.0 ガロン送出後ポンプは切られる(101)。この短フラッシュは通常、小便および紙を洗い流すのに使用される。再びフラッシュ・タイマに 60 秒を加える(102)。」

「【0037】バックグラウンドとフラッシュのタイマは 2 つの遅延面があるように工程 96, 102 によりプログラムされる。第 1 は、第 2 フラッシュは第 1 フラッシュ後 30 秒以上で 60 秒以下生ずる状態である。なお、タンク 17 を再充てんするために常にフラッシュ間に 30 秒の遅れがある。この状態では、便器は最初の 30 秒遅れ後 2 回目に洗い流されるが、これでは、最初のフラッシュから最大 90 秒にその後各フラッシュに 60 秒加えるまで 3 回目は洗い流されない。第二の場合は、第 2 のフラッシュは第 1 フラッシュの 60 秒またはつぎのフラッシュ後 90 秒以内に生じない状態である。この場合、バックグラウンド・タイマは自動的にリセットし、便器はタンクを充てんするのに要する 30 秒以外に限定されずに再び洗い流される。要するに、これは、便器は第 1 の場合のように、制限なく 60 秒ごとに洗い流されることを意味する。」

また、本件明細書の図 15, 16 は、別紙 1 記載のとおりである。

イ 甲 1 の記載

甲 1 には、次の記載がある。

「【0012】次に、上記構成における第 1 実施例の動作を図 3 のフローチャート

を用いて説明する。操作部 1 6 から洗浄起動入力を与えられると、M P U 1 5 b は、タイマ 1 5 d を起動する ( S 1 )。このタイマ 1 5 d の起動に伴い M P U 1 5 b は、出力インタフェース 1 5 e を介してボウル部用弁機構 1 7 を開状態に駆動する ( S 2 )。この駆動により、リム通水路 8 の底面に開設したリム射出孔 9 からボウル部 3 へ洗浄水が供給されボウル部 3 の洗浄が行なわれると共に、リム通水路 8 を介してボウル部 3 の下部に設けたタンク 1 0 に洗浄水を供給する。」

「【 0 0 1 3 】 M P U 1 5 b は、タイマ 1 5 d の経過時間を監視しており、ボウル部 3 への給水時間が経過した時点で ( S 3 )、ボウル部用弁機構 1 7 を閉状態に駆動する ( S 4 )。同時に、ポンプ 1 1 を駆動 ( S 5 ) してジェットノズル 1 2 のジェット噴射孔 1 3 からトラップ排水路 4 の堰部 4 a を指向して洗浄水を噴射しジェット給水状態へ駆動する。この洗浄水によってトラップ排水路 4 内に負圧が生じ、そのためボウル部 3 内の溜水がトラップ排水路 4 内に呼び込まれてトラップ排水路 4 内はサイホン状態と成り、汚物・汚水の排出が開始される。」

「【 0 0 1 4 】 M P U 1 5 b は、タイマ 1 5 d の経過時間が、予めメモリ 1 5 c に記憶されているジェット給水時間が経過した時点で ( S 6 )、ポンプ 1 1 の駆動を停止し ( S 7 )、再びボウル部用弁機構 1 7 を開状態に駆動する ( S 8 )。一方、サイホン状態は、溜水の水位が隔壁 2 の下端以下となりトラップ排水路 4 内に空気が流入するまで継続する。これ以降は、リム射出孔 9 から射出する洗浄水によってボウル部 3 の封水がなされると共にタンク 1 0 に再び洗浄水を供給する。」

「【 0 0 1 5 】 M P U 1 5 b は、タイマ 1 5 d の経過時間が、予めメモリ 1 5 c に記憶されている封水給水時間が経過した時点で ( S 9 )、ボウル部用弁機構 1 7 を閉状態に駆動し ( S 1 0 )、タイマ 1 6 d を停止させて ( S 1 1 ) 一連の便器の洗浄動作を完了する。なお、本実施例では、ポンプ 1 1 が駆動している間は、ボウル部用弁機構 1 7 を閉じるようにしているが、ポンプ 1 1 の駆動中も前記ボウル部用弁機構 1 7 を開放するようにしてもよい。」

また、甲 1 の図 1 ないし 4 は、別紙 2 のとおりである。



## (2) 判断

審決は、甲1には、S9の封水給水時間が経過する前に使用者が操作部16のスイッチを操作した場合に、ポンプの作動が防止されることは記載されておらず、封水給水時間が経過する前に使用者がスイッチを操作した場合、洗浄サイクルがリセットされることも考えられること、したがって、本件発明1と甲1発明とは、本件発明1では、自動制御手段が「ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」を有しているのに対し、甲1発明では、このような時間遅延手段を有していない点において相違すること(相違点1)、を認定した。

しかし、審決の上記認定には、誤りがある。その理由は、以下のとおりである。

### ア 本件発明1の内容

特許請求の範囲の請求項1には、「時間遅延手段」は、「前記制御手段(80)は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する」と記載されている。しかし、同記載部分の技術的意義は必ずしも明確ではない。そこで、本件明細書の発明の詳細な説明の段落【0010】、【0013】、【0034】ないし【0037】の記載及び図15、16を参酌すると、「前記制御手段(80)は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する」「時間遅延手段」との構成部分は、タンクに洗浄水を再充電するため、フラッシュタイマの働きにより、少なくとも次のフラッシュまでに30秒の遅れを設定し、その間、ポンプの動作を停止する技術を含むと理解できる。

### イ 甲1発明の内容

他方、甲1の段落【0012】ないし【0015】の記載及び図3(別紙2)には、以下のとおりの記載がある。すなわち、操作部16から洗浄起動入力を与えられると、タイマ15dが起動し(S1)、タイマ15dの計時は、一連の洗浄動作の完了まで行なわれるが、その間に、ボウル部用弁機構17の開状態(S2)から閉状態(S4)までのボウル部給水時間(S3)、ポンプ11の駆動(S5)から

停止(S 7)までのジェット給水時間(S 6), ボウル部用弁機構 1 7の開状態(S 8)から閉状態(S 1 0)までの封水給水時間(S 9)について, それぞれ経過時間の計測がされる。そして, 上記 ないし は, 時間の経過とともに, 順番に重複なく進行し, その後も洗浄起動入力を与えられる毎に同様に繰り返される。また, 上記 S 3の経過時間中には, ボウル部 3の洗浄とともに, タンク 1 0への洗浄水の給水が行なわれる。その後, ボウル部用弁機構 1 7を閉状態(S 4)にし, 同時にポンプ 1 1を駆動して(S 5), 洗浄水をジェット給水状態にした後, 洗浄水によってトラップ排水路 4内に溜水が呼び込まれて, サイホン状態となり, 汚物・汚水の排水が行なわれる。ポンプ 1 1の駆動が停止される(S 7)と, ジェット給水状態が終了するが, 溜水水位が隔壁 2の下端以下となり, トラップ排水路 4内に空気が流入するまでサイホン状態は継続する。その後, 上記 S 9の経過時間中には, ボウル部 3への封水とともに, タンク 1 0への洗浄水の供給が行なわれる。

上記のとおり, 甲 1には, S 2ないし S 4の経過時間においては, タイマ 1 5 dの起動によって, タイマ 1 5 dで設定した経過時間の間は, ボウル部用弁機構 1 7の開状態が保たれており, その間にボウル部 3とタンク 1 0への洗浄水の供給が行なわれており, 使用者が再度操作部 1 6のスイッチを操作して洗浄を開始しようとしても, 上記経過時間が経過しない時点では, 洗浄開始信号は受け付けないという技術が開示されている。この点, 甲 1には, 洗浄水の供給をタイマ 1 5 dで設定した時間が経過しない状態で終了させることは記載されていない上, 仮にそのような状態で終了した場合には, 溜水水位が隔壁 2の下端より高くなり, 上記サイホン状態を生じさせることができず, 汚物・汚水の排水が行なわれなくなるから, 上記経過時間が経過しない間に洗浄開始信号を受け付けるとの構成を採ることは, 技術常識に反する。また, 同様に, ポンプが駆動停止した(S 7)後, S 8ないし S 1 0の経過時間においても, タイマ 1 5 dで設定した経過時間の間は, ボウル部用弁機構 1 7の開状態が保たれており, その間にボウル部 3とタンク 1 0への洗浄水の供給が行なわれており, 使用者が再度操作部 1 6のスイッチを操作して洗浄を開始

しようとしても、上記経過時間が経過しない時点では、洗浄開始信号は受け付けられないものと解される。そうすると、甲1には、タイマの働きにより、タンクに洗浄水を再充電するため、一定時間の後れを設定し、その間、ポンプの動作を停止する技術が開示されているから、本件発明1の「前記制御手段(80)は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段を有している」といえる。

#### ウ 被告の主張について

これに対し、被告は、甲1発明は、給水圧力の変動を受けることなく、連続使用を可能とするとの作用効果を有していること、S3及びS5は、ポンプの最後の動作後の一定の遅延時間に関するものでないこと、S9はボウル部3の封水のためであり、タンク10への洗浄水供給のためではないこと、ポンプ11の駆動(S5)の前にボウル部3への給水時間の経過(S3)を要するとすれば、封水給水時間経過(S9)前に洗浄起動入力があった場合においてリセットをしたとしても何ら問題がないことからして、甲1発明には、「前記制御手段(80)は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」が存在しないことは明らかであると主張する。

しかし、被告の上記主張は、採用することができない。すなわち、甲1発明は、ロータンクを用いた便器における、連続使用が難しいとの課題について、「内部にジェット洗浄水を貯溜するタンクと、この洗浄水ノズルから噴出させるポンプを備え、このポンプによりタンクに貯溜した洗浄水を噴射するようにしたので、給水圧力の変動を受けることなく給水圧力の低い地域でも連続的に汚物等を排出するために必要な洗浄水を便器へ供給することができ」とするものであって(甲1段落【0019】)、連続使用ができることは開示されていない。また、上記のとおり、甲1発明は、上記 ないし の工程が繰り返されることにより、タンク10への洗浄水の供給が行なわれるものであって、S3及びS5は、ポンプの最後の動作後の一定の遅延時間に関するものでないとはいえない。さらに、上記のとおり、甲1には、S

9の経過時間において、ボウル部3の封水とともに、タンク10への洗浄水供給が行なわれていることが開示されている。そして、甲1発明において、ポンプ11の駆動(S5)の前にボウル部3への給水時間の経過(S3)を要するとしても、これはS9の経過時間におけるタンク10への給水とS3の経過時間におけるタンク10への給水が相俟って、サイホン状態を起こさせるジェット給水に必要な洗浄水を確保するための構成であるから、封水給水時間経過(S9)前に洗浄起動入力があった場合にリセットがされると、上記洗浄水を確保することができず、洗浄機能を果たさないこととなる。

#### エ 小括

以上のとおり、被告の上記主張は採用することができず、甲1発明は、本件発明1の「前記制御手段(80)は前記ポンプの最後の動作後一定の遅延時間前に前記ポンプ(18)が作動するのを防止する時間遅延手段」を有している。したがって、審決には、本件発明1の甲1発明との相違点1について認定の誤りがあり、同認定の誤りは、結論に影響を及ぼす違法があることとなる。

#### 2 取消事由4(本件発明5の容易想到性判断の遺脱)について

審決は、本件発明5に係る無効理由4に関する判断において、本件発明4について認定判断するのみで、本件発明5についての認定判断を欠くから、判断を遺脱した違法がある。被告は、審決が本件発明5の容易想到性についても実質的に判断していると主張するが、採用の限りでない。

#### 3 結論

以上によれば、審決は、本件発明1の甲1発明との相違点1について、認定の誤りがあり、同相違点認定の誤りは、本件発明1を引用する本件発明2ないし19を含めて、結論に影響を及ぼす誤りであるといえる。また、審決には、本件発明5の容易想到性判断を遺脱した違法もある。したがって、その余の取消事由の当否について判断するまでもなく、審決は、取り消されるべきであり、原告の取消事由に係る主張には理由がある。その他、被告は、縷々主張するが、いずれも理由がない。

よって，主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

裁判長裁判官

---

飯 村 敏 明

裁判官

---

知 野 明

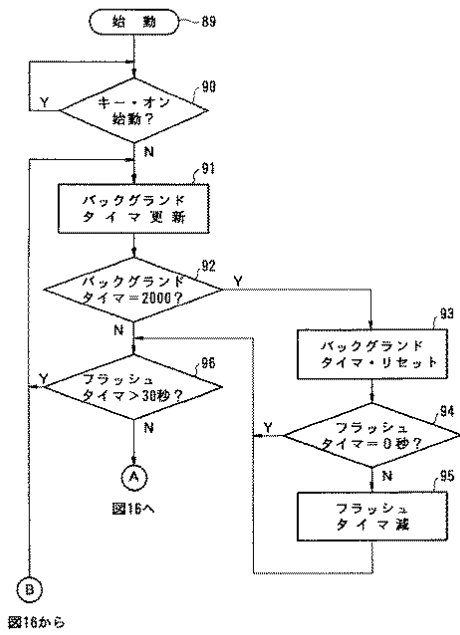
裁判官中平健は，転補のため，署名押印することができない。

裁判長裁判官

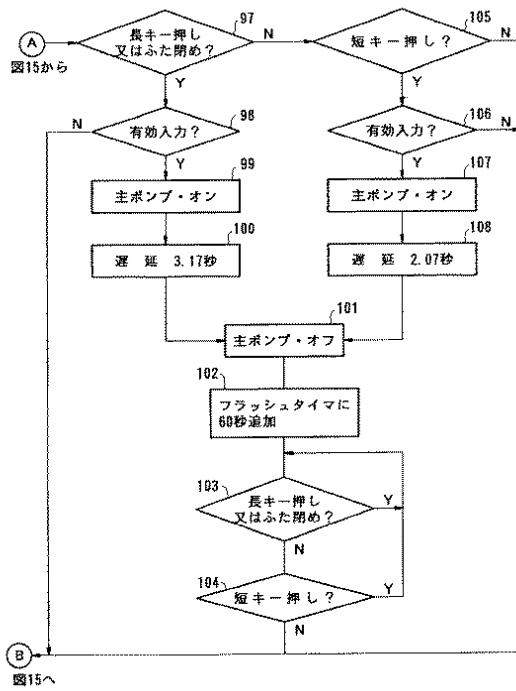
---

飯 村 敏 明

(別紙 1) [本件明細書の図 1 5]

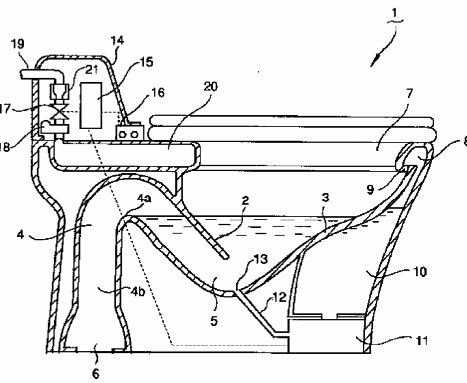


[本件明細書の図 1 6]

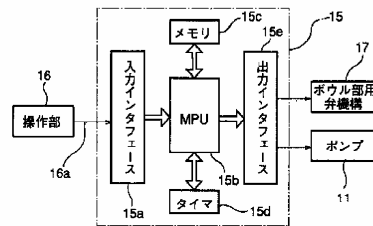


(別紙2) [甲1明細書の図1ないし4]

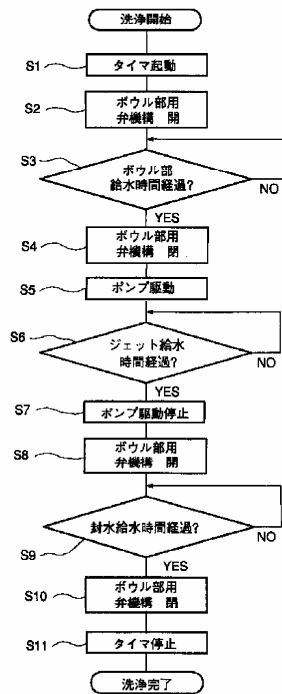
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

